

# 新型コロナウイルス感染症関連情報

## 公共施設の利用制限・イベント中止など

市内公共施設の利用制限、イベントの中止・延期などの対応を行っています。詳細は市ホームページを確認、または各施設や担当課にお問い合わせください。



公共施設利用制限  
など



中止イベントなど

## 新型コロナワクチンについて

問新型コロナウイルス感染症対策室  
ワクチン予約・相談コールセンター  
☎ 0570・015・670

### ■ コロナワクチン3回目接種について (18歳以上)

市では18歳以上を対象とした3回目の接種を、病院や集団接種会場に加え、2月からは市内のクリニックでも接種を実施してきました。3回目の接種も進み、ワクチンの有効活用の面からもクリニックでの接種は4月末までとなります。

5月からは病院や集団接種で実施していく予定のため、かかりつけのクリニックなどでの接種を希望する人は、4月中の接種をお願いします。

### ■ ドライブスルー接種を実施します (3回目接種)

自力での移動が困難な人を対象に、ドライブスルー接種を実施します。  
※予約枠の上限に達した場合には、予約受付を締め切ります。

日時	4月17日(日) 午後
場所	保健センター
ワクチンの種類	モデルナ社製
予約方法	コールセンターのみで受付 ☎ 0570・015・670

### ■ コロナワクチン1・2回目の接種について

次のとおり継続して接種を実施します。

16歳以上の人	月1回程度、保健センターで実施
5～15歳の人	小児科・集団接種会場で実施

### ■ 最新情報は市ホームページを確認してください。

接種に関する状況はワクチンの供給状況などにより日々変わりますので、最新情報は市ホームページでご確認ください。また、予定は変更する場合がありますのでご了承ください。

最新情報を掲載▶  
(市ホームページ)



## COVER PHOTO

表紙

大宮町の交差点にあるコスモスの会の地域花壇です。鮮やかな色彩が見る人を魅了しています。今、市内の地域花壇では散策しながら春のお花を楽しめます。

地域花壇一覧は  
市ホームページから▶



## CONTENTS

目次

- 2 新型コロナウイルス感染症関連情報
- 3 成年年齢が18歳に引き下げられます
- 4 三島市の予算
- 10 市職員採用試験情報
- 11 みしま情報便 (informaiton)  
臨時特別給付金の提出期限について / 市の組織が変わります ほか
- 15 佐野美術館からのご案内・市民招待券
- 17 お知らせアラカルト / 楽寿園市民招待券
- 23 保健カレンダー
- 24 スポーツ情報
- 25 フォトマイタウン
- 26 市民活動団体応援コーナー
- 27 歴史の小箱 / わたしのおじいちゃん
- 28 市税など納期限一覧

▶▶次回発行は4月15日号

広報みしまをスマホでも！  
無料アプリ「マチイロ」から！▶





4月1日から

成年年齢が



18歳に引き下げられます



民法改正により、4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

問合せ 市民生活相談センター ☎ 983・2621

### いつから成年になるの？

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日 ～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日 ～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳



### 何が変わるの？

18歳(成年)になったらできること	20歳のまま変わらないこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶自分名義でアパートを借りる</li> <li>▶クレジットカードをつくる</li> <li>▶携帯電話を契約する</li> <li>▶10年間有効なパスポートを取得する</li> <li>▶結婚する(男女とも18歳に統一)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶お酒を飲む</li> <li>▶タバコを吸う</li> <li>▶競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブルをする</li> <li>▶中型自動車運転免許を取る</li> </ul>
18歳(成年)になったらできなくなること	
<b>未成年者取消権が使えなくなる</b>	

### 未成年者取消権とは…

社会経験の少ない若者を悪質商法から保護するため、未成年者の契約は、原則として法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意が必要です。法定代理人の同意のない契約は、一定の場合を除いて取り消すことができます。

未成年者取消権は、成年に達すると同時に使えなくなり契約に対して責任を負うこととなります。

そのため、法律による保護がなくなったばかりの18歳が、悪質商法のターゲットになることが心配されます。

スマホやSNSの情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚などから、社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれるケースは少なくありません。困ったときは一人で悩まずに、家族や市民生活相談センターに相談しましょう。